

年 月 日

瑞穂町長 あて

住 所

氏 名

印

電 話 ()

地区計画の区域内における行為の確約書

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届け出るに当たり、
垣又はさくの設置については未定ですが、今後、設置する際には地区
計画に適合するよう設計し、事前に届け出ることを確約します。